①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３０年度就学援助制度の実施について											2．就学援助制度の申請書の配布方法							
							1．就学援助制度の周知方法											（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ．その他→（2）	（2）ケの内容	（3）就学援助制度周知の工夫	ア．各学校で制度案内を配付後，希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．制度案内等は行わず，各学校で希望者に対して申請書を配布	カ．制度案内等は行わず，教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ．その他（内容を２．（２）に記入してください。）	（2）キの内容
該当団体数	19	19	19	19	18	0	15	18	2	15	13	9	0	0	7	7	8	6	6	1	1	0	1	10	10
山口県	下関市	教育委員会　学校教育課	083-231-1570	kigakkok@city.shimonoseki.lg.jp	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1519088585767/index.html		○	○		○	○	○					・字が小さくならないよう、Ａ３用紙に両面で印刷し、重要な箇所には網掛け、太字、アンダーライン等で強調。 ・教育委員会は市役所本庁から5km程離れているため、年度当初の申請は、来庁者の多い本庁１Ｆにて受付。							○	・各学校で制度案内を配付後、申請時に各会場（市役所・教育支所・学校）にて申請書を配付。 ・市教育委員会のホームページから、申請書様式のダウンロードが可能。
山口県	宇部市	教育委員会　総務課	0836-34-8604	ed-soumu@city.ube.yamaguchi.jp	http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/teate/shuugakuenjo/index.html		○	○		○	○	○						○	○						
山口県	山口市	教育委員会事務局　学校教育課	083-934-2862	gakko@city.yamaguchi.lg.jp	http://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/kodomo/36936.html		○	○		○	○				○	学校便りに就学援助の記事を掲載するよう依頼。	英語の制度周知チラシを作成、援助対象となる年間所得の目安額等を記載。		○						
山口県	萩市	教育委員会事務局　学校教育課	0838-25-3141	10262@city.hagi.lg.jp	http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/87/		○	○		○	○	○			○	市ケーブルテレビの広報番組内でお知らせする	援助対象となる年間収入の目安額等を記載	○	○					○	各総合事務所にも申請書を送付
山口県	防府市	防府市教育委員会　教育部学校教育課	0835-25-2493	gakkou@city.hofu.yamaguchi.jp	http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/38/syugaku.html		○	○		○	○				○	コミニュティFMによる周知	周知文は色紙を利用し、申請書、記載例を添付し配布している。			○					
山口県	下松市	教育委員会　学校教育課	0833-45-1868	gakkou@city.kudamatsu.lg.jp	http://www.city.kudamatsu.lg.jp		○	○		○	○	○									○				
山口県	岩国市	教育委員会　学校教育課	0827-29-5204	gakkou@city.iwakuni.lg.jp	http://www.city.iwakuni.lg.jp		○	○		○	○	○			○	昨年度受給者へ別途送付		○						○	昨年度受給者に教育委員会から書類を配布
山口県	光市	教育委員会　教育総務課経理係	0833-74-3601	soumu@edu.city.hikari.lg.jp	http://www.city.hikari.lg.jp/kyouiku/soumu/shuugakuenjyo.html		○	○		○	○								○						
山口県	長門市	教育委員会　学校教育課	0837-23-1258	gakumu@city.nagato.lg.jp	https://www.city.nagato.yamaguchi		○	○	○	○	○	○					・毎年１月就学通知書発送時、就学援助制度についての「お知らせ文書」「申請書」「記入例」等を個別に同封している。 ・前年度受給者には別に「申請書」「記入例」を配布している。	○							
山口県	柳井市	教育委員会　学校教育課	0820-22-2111	gakkokyoiku@city-yanai.p				○		○	○								○						
山口県	美祢市	教育委員会　教育総務課	0837-52-5260	kyouikusoumu@city.mine.lg.jp	http://www2.city.mine.lg.jp/		○	○		○	○	○												○	各学校で制度案内を配布、申請書は配布せず、教育委員会にて申請受付を行う。
山口県	周南市	教育委員会　教育部　学校教育課	0834-22-8543	ed-gakkyo@city.shunan.lg.jp	http://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/58/1273.html		○	○		○	○	○					転入者への手続き一覧表に就学援助制度について記載し概略を説明							○	・教育委員会（市）ホームページから様式ダウンロード可 ・教育委員会学校教育課及び各総合出張所並びに各支所の窓口で配付 ・当年度認定世帯で次年度も小・中学校に在籍する児童生徒の世帯に郵送
山口県	山陽小野田市	教育委員会事務局　学校教育課	0836-82-1202	gakkou@city.sanyo-onoda.lg.jp	http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/38/syuugakuenjyo.html		○	○				○			○	小・中学校入学通知書に就学援助制度の書類（申請書）を同封して郵送。	・援助対象となる年間所得の目安額等を記載している。 ・転入者や児童扶養手当の申請者には必ず就学援助制度を説明している。							○	・小・中学校入学通知書に就学援助制度の書類（申請書）を同封して郵送。 ・前年度に就学援助を受給した世帯に、当該年度の申請開始時期に申請書を郵送。 ・広報誌等で制度案内を行い、教育委員会や支所等の出先機関で希望者に対して申請書を配布。
山口県	周防大島町	教育委員会　学校教育課	0820-78-2204	gakkou@town.suo-oshima.lg.jp	http://www.town.suo-oshima.lg.jp			○		○					○	就学時健診時に教育委員会が制度の説明会を実施し、案内と申請書を全保護者に配付する。								○	前年度認定者及び小学校６年生の全保護者については、学校に配付を依頼。
山口県	和木町	教育委員会事務局	0827-53-3123	kyoiku@town.waki.lg.jp	http//www.town.waki.lg.jp/kyoiku/		○	○									・就学援助費交付申請勧奨通知の送付・・・当該年度の就学援助費受給者（高校進学者、同一世帯の兄姉を除く）に対し、翌年度の申請勧奨。 ・新入学児童生徒学用品準備費（入学準備金）の案内文書を配布・・・新小学１年生に対しては、小学校入学説明会の際に、参加者へ配布。新中学１年生に対しては、当該年度の就学援助費受給者で４月から世帯に新中学１年生がおり、入学準備金の支給対象となりえる受給者へ送付。							○	自治体のウェブサイトや広報にて制度を案内し、希望者に教育委員会から申請書を配布する。
山口県	上関町	教育委員会　教育文化課総務係	0820-62-0245	kyouiku2@town.kaminoseki.lg.jp	http://www.town.kaminoseki.lg.jp/広報かみのせき.html			○															○	○	前年度に就学援助制度を利用した家庭に申請書類を送付。
山口県	田布施町	教育委員会　学校教育課	0820-52-5812	gakkoukyoiku@town.tabuse.yamaguchi.jp	http://www.town.tabuse.lg.jp/www/index.html			○		○					○	申請時期（4～5月）に町ホームページへ申請情報を掲載		○	○						
山口県	平生町	教育委員会　学校教育課	0820-56-6083	kyouiku1@town.hirao.lg.jp	http://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/kyouikuiinkai/gakkoukyoiku/1458624548935.html		○	○																○	広報誌、ウェブサイトで制度案内を行い、教育委員会で希望者に対して申請書を配布又はウェブサイトから申請書をダウンロード
山口県	阿武町	教育委員会事務局	08388-2-0501	kyoui07@town.abu.lg.jp	http://www.town.abu.lg.jp		○		○	○	○							○							

①都道府県	②市町村名	Ⅱ　平成３０年度準要保護認定基準 （１）　平成３０年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○） ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他（内容を（５）に記入してください。）	（２）ソ，タ，チを選択した場合 倍数（倍率） 倍	基準根拠 課税所得等の分類	年	月	目安額（年額） 万円	（３）ツに○をし 係数（倍率）倍	目安額（年額）万円	（４） （２）（３）の補足	（５）　テの内容	Ⅲ　就学援助率 （１）平成29年度	（２）平成30年度
該当団体数	19	13	10	10	11	11	13	3	1	9	8	3	2	5	7	7	3	7	0	2	17	17	17	17	17	0	0	3	2	19	19
山口県	下関市	○			○	○	○									○					1.3	課税所得	30	1	319					30%未満	30%未満
山口県	宇部市	○																○			1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	367					25%未満	25%未満
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.87	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	510					20%未満	20%未満
山口県	萩市		○				○							○			○				1.3	その他	27	5	296			給与収入（税引き前）		20%未満	20%未満
山口県	防府市	○		○	○	○	○			○	○				○			○			1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	296					25%未満	25%未満
山口県	下松市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3	課税所得	25	4	316					20%未満	20%未満
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○			○					○		○				1.3	総所得（諸控除前）	24	4	390					20%未満	20%未満
山口県	光市	○	○	○	○	○	○				○					○					1.3	総所得（諸控除前）	25	7	306					30%未満	25%未満
山口県	長門市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○		○					1.3	その他	26	4	312			●生活保護の要否判定に準ずる ・非課税収入（遺族や障害年金・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険等）を含めた世帯の総収入から、生活保護基準における基礎控除・未成年者就労控除や社会保険料・所得税等を控除した就学援助認定用の所得		15%未満	15%未満
山口県	柳井市																	○			1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	317					30%未満	30%未満
山口県	美祢市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.3	その他	24	12	450			給与収入または 給与所得（自営業）		20%未満	20%未満
山口県	周南市																	○			1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	340					25%未満	25%未満
山口県	山陽小野田市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	1.3	総所得（諸控除前）	25	7	316				世帯の主たる生計維持者の疾病、失業、失踪等により、世帯の経済状況に急変等が生じ、児童生徒の就学に要する費用を負担することが著しく困難な状況にあると教育委員会が認めた者。	25%未満	25%未満
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○	○			○	○				○															15%未満	15%未満
山口県	和木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					1.3	総所得（諸控除前）	29	4	363					10%未満	10%未満
山口県	上関町															○					1.3	課税所得	29	11	320					15%未満	15%未満
山口県	田布施町																			○									認定を受けようとする年度に世帯構成員全員が納付すべき町民税の所得割課税額（住宅借入金等特別控除前）の合計額が、次の各号に掲げる額の合計額以下の者を認定する。 （１）　２０，２４０円 （２）　認定の前年度１２月３１日現在の１６歳未満の世帯構成員の数に２１，３００円を乗じて得た額	15%未満	15%未満
山口県	平生町	○																○			1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	292					20%未満	20%未満
山口県	阿武町						○							○				○			1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	280					15%未満	15%未満

Ⅳ　平成３０年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	19	0	0	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	0	0	0	19	19	0	6	6	0	5	5	5	0	0	0	3	4	1	16	16	16	0	0	0	16
山口県	下関市							○	13,650								○	40,600		○	77696											○	21,390	21,390				・学用品費については、学年ごとに金額が異なる（「１年」又は「その他の学年」）。記入した欄は「その他の学年」の金額記入。 ・学用品費には、通学用品費を含む。 ・「学用品費」「新入学用品費」については、世帯の所得が生活保護基準の何倍であるかにより、50％～100％の支給区分有（新入学用品費は50～150％）
山口県	宇部市							○	15,220								○	40,600					○	39,290	9,300							○	21,490	17,100				・通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含む。 ・学用品費１年生：12,990円、２～６年生：15,220円
山口県	山口市							○	16,300								○	40,600														○	21,490	18,596				「支給平均額」欄について、29年度の実績額で記入。
山口県	萩市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	23,000								・通学費実績なし。 ・修学旅行費は30年度予算の金額。
山口県	防府市							○	11,420								○	40,600					○	39,290	0							○	21,490	19,389				・平成29年度実績額 ・通学費実績なし
山口県	下松市							○	11,420								○	40,600					○	39,290	30,000							○	21,490	19,000				
山口県	岩国市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
山口県	光市							○	11,420								○	40,600					○	39,290	0							○	21,490	21,490				・通学費は実績なし ・平均支給額は平成30年度予算計上単価
山口県	長門市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	21,490	21,490				通学費は実績なし
山口県	柳井市							○	11,420								○	40,600														○	21,180	21,180				
山口県	美祢市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	18,000	17,406				・29年度実績額記入 ・通学費　平成29年度の実績がないため０を記入。
山口県	周南市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	21,490	21,490				・新入学児童生徒学用品費等：前年度の入学見込未就学児童・小学6年及び当年度の第1学年のみ ・通学費：該当なし ・修学旅行費：支給平均額は当初予算計上単価
山口県	山陽小野田市							○	11,420								○	40,600					○	39,290	39,000							○	21,490	21,000				支給平均額は、30年度予算に計上した単価。ただし、通学費は29年度支給実績なし。
山口県	周防大島町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価。
山口県	和木町							○	11,420								○	40,600											○	21,490								修学旅行費：30年度予算に計上した単価
山口県	上関町							○	13,650								○	40,600											○	0								・平成30年度予算に計上した単価を記入 ・通学用品費は、学用品費に含む
山口県	田布施町							○	13,650								○	40,600														○	21,490	20,950				・支給額は29年度の実績により記入。 ・学用品費と通学用品費（合算）・・・１年生は定額11,420円、2～6年生は定額13,650円。
山口県	平生町							○	11,420								○	40,600														○	21,180	19,933				「支給平均額」は平成29年度実績額
山口県	阿武町							○	11,420								○	40,600		○	0											○	21,490	17,121				・通学費→実績なし(※医療費は無償化制度あり) ・修学旅行費→支給平均額はH30年度予算に計上した単価

44,490　　2

①都道府県	②市町村名	2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																						
		（1）　費目毎の援助額																																						（2）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	19	0	0	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	0	0	0	19	19	0	5	5	0	5	5	5	1	1	0	3	4	1	16	16	16	0	0	0	15
山口県	下関市							○	24,550								○	47,400		○	279008											○	44,010	44,010				・学用品費については、学年ごとに金額が異なる（「１年」又は「その他の学年」）。記入欄は「その他の学年」の金額記入 ・学用品費には、通学用品費を含む。 ・「学用品費」「新入学用品費」については、世帯の所得が生活保護基準の何倍であるかにより、50％～100％の支給区分有（新入学用品費は50～150％）
山口県	宇部市							○	26,820								○	47,400					○	79410	25300							○	57,590	48,800				・通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含む。 ・学用品費１年生：24,590円、２～６年生：26,820円
山口県	山口市							○	27,900								○	47,400														○	57,590	50,716				「支給平均額」欄について、29年度の実績額で記入。
山口県	萩市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	57,290								修学旅行費は30年度予算の金額。 通学費実績はなし。
山口県	防府市							○	22,320								○	47,400					○	79410	0							○	57,590	44,956				・平成29年度実績額 ・通学費実績なし
山口県	下松市							○	22,320								○	47,400					○	79410	70000							○	57,590	55,000				
山口県	岩国市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,060				
山口県	光市							○	22,320								○	47,400					○	79410	0							○	57,590	57,590				・通学費は実績なし ・平均支給額は平成30年度予算計上単価
山口県	長門市							○	22,320								○	47,400		○	0											○	57,590	57,590				通勤費は実績なし
山口県	柳井市							○	22,320								○	47,400														○	56,670	50,770				
山口県	美祢市							○	22,320								○	47,400		○	3622											○	40,000	40,000				29年度実績額を記入。
山口県	周南市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				・新入学児童生徒学用品費等：前年度の入学見込未就学児童・小学6年及び当年度の第1学年のみ ・通学費：該当なし ・修学旅行費：支給平均額は当初予算計上単価
山口県	山陽小野田市							○	22,320								○	47,400					○	79410	50300							○	57,590	50,200				支給平均額は、30年度予算に計上した単価。
山口県	周防大島町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価
山口県	和木町							○	22,320								○	47,400											○	55,000								
山口県	上関町							○	26,100								○	47,400											○	53,994								・平成30年度予算に計上した単価を記入 ・通学用品費は、学用品費に含む
山口県	田布施町							○	24,550								○	47,400														○	57,590	48,200				・支給額は29年度の実績により記入。 ・学用品費と通学用品費（合算）・・・１年生は定額22,320円、2～6年生は定額24,550円。
山口県	平生町							○	22,320								○	47,400								○	13000					○	56,670	51,335				「支給平均額」は平成２９年度実績額
山口県	阿武町							○	22,320								○	47,400		○	0											○	57,590	53,516				・通学費→実績なし ・修学旅行費→支給平均額はH30年度予算に計上した単価

①都道府県	②市町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する費市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに〇）								（2）クの内容及び補足説明	（1）　教育委員会における取組（あてはまるもの全てに〇）										（2）コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他（※具体的な取組を（2）に記載）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他（※具体的な取組を（2）に記載）			
該当団体数	19	0	0	0	0	2	0	17	0	0	0	0	0	1	0	7	0	0	1	0	4	2	3
山口県	下関市							○															・世帯所得が生活保護基準の半分に満たない就学援助の認定者については、経済的な困窮が著しいと考え、新入学用品費について、通常の1.5倍の額を支給している。 ・また、要保護者に対する就学援助費目の要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価の増額決定があった際には、改定趣旨を尊重し、本市就学援助費目の支給額を増額決定するよう努めている。
山口県	宇部市							○															〇就学援助制度の運用について（補足） ・入学準備金の前倒し支給に伴い、平成30年度から税データに基づき判定を行うよう変更を行ったため、5月までに申請をした場合には28年中の所得で、6月以降に申請をした場合には29年中の所得で判定を行うよう変更した。（29年度までは申請月に関わらず前年の所得により判定を行っており、5月までの申請は源泉徴収等により判定を行っていた。） ・また30年度から、5月までの申請で否認定になった申請者に対して、29年中の所得で再度判定を行うことができるよう、6月以降に再申請を受け付けている。 ・なお、この再申請の適用に伴い、7月末までに申請を行い認定となった場合、1度目の申請か再申請かに関わらず4月1日に遡って認定とするよう変更している。（29年度までは6月末までに申請し、認定となった場合に4月1日に遡って認定としていた。）
山口県	山口市							○															
山口県	萩市							○															
山口県	防府市							○								○							
山口県	下松市							○															
山口県	岩国市							○								○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 平成30年4月より,市立小中学校の学校給食費無償化を実施し、保護者の経済的負担を軽減する		
山口県	光市					○													○				
山口県	長門市							○								○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 ・通学距離が小学生４㎞以上、中学生６㎞以上の場合、通学費（バス代・自転車購入代等）の補助を行っている。（教育総務課担当） ・子育て支援課が実施している「放課後児童クラブ」事業において、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯の利用負担金を減免している。	平成28年8月から福祉課で市の単独事業として、「子ども医療費助成制度」を創設し、小学生の医療費自己負担分を助成している。【所得制限なし。就学援助医療券・生活保護医療・スポーツ振興センター・福祉医療（重度心身障害者・ひとり親）の方が優先する】	
山口県	柳井市							○															
山口県	美祢市							○															
山口県	周南市							○															
山口県	山陽小野田市					○																	
山口県	周防大島町							○								○							
山口県	和木町							○								○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成 給食費の無料化	医療費の無償化（中学３年生まで）	
山口県	上関町							○								○					カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助 通学に公共交通機関を使用する場合、定期券を配布		
山口県	田布施町							○															
山口県	平生町							○								○							
山口県	阿武町							○						○									